

NPOゲートシティ多賀城 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、NPOゲートシティ多賀城（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を 多賀城市中央2-25-3 市民活動サポートセンター内 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は古代東北を統治する重要な役割を担い、都に次ぐ古代都市として栄えた多賀城の歴史的風土を大切に継承し、文化財を活かしたまちづくりを展望し、将来の望ましい多賀城市のビジョンを描き、それを発信するゲートとしての機能を果たすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 多賀城市内に所在する歴史的遺産（史跡及び名勝）を活かしたまちづくりに関する事業
- (2) 多賀城市内外に所在する歴史的遺産（史跡及び名勝）とのネットワーク構築に関する事業
- (3) 将来的に多賀城南門の復元を目指した住民意識の醸成を図る事業
- (4) その他、前各号の目的を達成するために必要な事業

第4条の2 前項で用いるまちづくりとは以下の概念を含む。

- (1) 社会関係資本（愛着、絆、帰属、誇り、信頼、協力、奉仕など）の醸成
- (2) 第3条に掲げる本会の目的に賛同する市民（個人、自治会、企業、行政、学校、市民活動団体等）ネットワークの構築

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種をもって構成する。

- (1) 会員 本会の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人（年会費：3千円）
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その活動を支援するため入会した個人、団体及び法人（年会費：1口 千円以上）

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本会が行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること。
 - (2) 個人の利益のためではなく、組織や社会のために活動を行えること。
- 2 会員として入会しようとする者は、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付して本人に通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

(会費等の不返還)

第9条 既に納入された会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名

- (3) 監事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 若干名

(選任等)

第11条 代表、副代表及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、会員の互選において選任する。

(職務)

第12条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会員は、この会則の定め及び総会の議決に基づき、本会の事業を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の事業執行の状況を監査すること。

(2) 本会の会計及び財産の状況を監査すること。

(任期等)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第15条 役員及び会員には、報酬を支給しない。

2 役員及び会員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て決定する。

(顧問及び参与)

第16条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議決を経て決定する。

3 顧問は、第4条第1項に掲げる事業推進のための重要な事項について、本会の諮問に応じ、必要な助言を行う。

4 参与は、第4条第1項に掲げる事業推進のための重要な事項について、本会の諮問に応じる。

第5章 総会

(種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算計画

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員選任及び解任

(6) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

き。

(招集)

第21条 総会は、代表が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会員の中から互選により選出する。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知していない事項についても議決事項とする。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員に表決を委任することができる。

2 前項の規定により委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議において議長により指名された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て定める。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、その全額を次事業年度に繰り越す。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第7章 専決処分

(専決処分)

第32条 代表は、総会を開催するいとまがないと認めるとき及び軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。ただし、この場合には、事後に報告しなければならない。

(細則)

第33条 この会則の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、会則成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、会則成立の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この会則は平成24年5月17日より施行する。